## 中華人民共和国王毅外交部長の発言に対する意見書

中華人民共和国の王毅外交部長(以下、「外相」)が、11月24日、25日に来日し、菅総理大臣及び茂木外務大臣と会談を行った。

11月24日の日中外相会談後の共同記者会見において、尖閣諸島周辺海域における中国海警局船の活動をめぐり中国側に自制を求めたことに対し、王毅外相は、「真相が分かっていない一部の日本漁船が魚釣島周辺の敏感な水域に入る事態が発生しており、中国側としてはやむを得ず、非常的な反応をしなければならない。我々の立場は明確で、引き続き自国の主権を守っていく。敏感な水域における事態を複雑化させる行動を避けるべきだ。」という趣旨の発言をした。

その共同記者会見の場は「主催国、相手国という順番でそれぞれ一度ずつ発言を行うルール」を中国が悪用したことで、日本がその場で反論できない状態であり、茂木外相はその場での反論を行うことが出来ず、日本政府としては26日の官房長官記者会見において、公式に抗議をした。

尖閣諸島は歴史的にも国際法上も日本固有の領土であり、これらの発言は沖縄県や日本の漁船が尖閣諸島周辺海域で操業する権利を侵害する発言であり、 断じて容認できるものではない。

また、中国海警局船の尖閣諸島領海内にて操業する日本の漁船に対する度重なる接近追尾や接続水域を航行する日数も、先月19日で過去最高となる通算300日に達し、事態は格段とエスカレートしており、中国外交部報道局長は「日本漁船が中国の領海内で違法な操業をした。」という趣旨の発言をするなど中華人民共和国の異常ともいえる行動が継続している状況である。

よって、沖縄市議会は、中華人民共和国の王毅外相の尖閣諸島の領有権に関する発言及び尖閣諸島周辺での中国籍船舶の活動に関し厳重に抗議するとともに、 日中双方の情勢の悪化を防ぎ、不測の事態を回避する等、冷静かつ平和的な外交によって相互の信頼関係の構築に努めることを強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 2 年 12 月 22 日 沖 縄 市 議 会

宛 先

内閣総理大臣 内閣官房長官 外務大臣